

日本共産党丹波市会議員団は、議員定数削減問題について「声明」を発表しましたので全文を紹介いたします。

## 【声明】

### 住民の声が届きにくくなる

### 議員定数「削減」に反対します

二〇〇六年八月二十六日

日本共産党丹波市会議員団

西本 嘉宏

広瀬 憲一



六月定例市議会で、「議員定数に係る調査特別委員会」が、各党派九名の委員で設置されました(吉見公之委員長)。そして、「市民の中で、『財政が厳しいときに、議員も身を削るべき』という意見が多い」ことなどを理由に議員法定上限数三〇名から「削減」しようとする意見が大勢を占める中で審議が進められています。

### 議員定数は、市条例で定める「よ」になります。

議員定数の定め方については、これまでの「法定定数」制度が廃止され、二〇〇三年一月一日から人口区分ごとに法律に定める上限数の範囲内で条例でこれを定めることとする「条例定数」制度が導入されました。これにより丹波市議会の上限数は、人口五万人以上一〇万人未満で三〇人となります。そして議員定数は次の選挙までに市の条例で定めることとなります。

### 日本共産党議員団は、幅広い住民の声が届く丹波市政めざし、定数削減に反対します。

日本共産党丹波市会議員団は、この議員定数について、六町合併直後で四九三平方kmと広大な市域になり、新しい町づくりの課題も多く、幅広い住民の声を反映させることを踏まえ、住民の参政権にかかわる重要問題として、議員定数の「削減」に反対し、現行定数三〇名維持の立場を明らかにするものです。

### 合併で議員は三分の一以下になり、年間報酬総額約一億三千万円の削減で、経費削減に大きく貢献します。

二〇〇四年十一月一日丹波市発足時の議会設置は、議員の在任特例(合併特例法により合併後、二年以内の期間に限り旧六町の議員九十四名で議会を構成する特例)を採用せず、定数三〇名による選挙が行われました。

全国的に「平成の合併」をした自治体の多くは、いわゆる「在任特例」を採用していますが、水上郡六町の「合併協議会」の場合は様々な議論を経て、結局「在任特例」を採用しないこととなりました。

財政的には、旧六町の議員合計九十四人で年額議員報酬二

億五〇八万八千円必要だったものが、合併により市会議員三〇人で一億二千二五二万円となり、その差額約一億二八二万八千円が削減され(市議会事務局調べ)、年間の議員報酬総額は約半分となっています。しかも、「在任特例」も採用しなかったことをみれば財政上の「効果」は充分あったといえるのではないのでしょうか。

### 議会本来の役割を發揮し、市民に身近な議会を目指すことが重要です。

議会は、憲法第九十三条第一項により各自治体に設置される議事機関です。議事機関とは、多数人の合議によって団体の意思を決定する機関で、行政機関に対応する住民の側の機関となります。同時に議会は、憲法第九十三条二項の規定により、住民の直接選挙によって、住民の代表機関としての性格を持っています。それだけに、議会には住民の多様な意見を反映させ、それを統合、調整し団体としての意思を決定する重要な役割を担っています。あわせて、行政という執行機関を批判、チェックし監視する重要な機能も持ち合わせています。こうして議会の役割を大いに發揮することによって、本来の自治体の民主的運営を保障し、住民にとって身近な自治体の議会となるのです。

### 議員定数問題は、議会のあり方など本質的な議論が必要です。

このように重要な役割を持つ議会の議員定数を議論する場合、議会が民主主義および地方自治の根幹をなす重要な機能を果たすものであることから、単なる経費の節減等の観点からのみこれを論ずることは必ずしも妥当でなく、議会が、民意の反映、基本政策の立案、行政に対する監視といったその求められている機能を十分に果たせる体制なのか、など、地方議会のあり方をめぐる本質的な議論を十分行う必要があります。

### 行政改革は、議会の批判監視機能を發揮し、効率的な行政執行を進めることです。

経費削減のために議員定数「削減」といふ意見がありますが、丹波市の議会費は、一般会計の歳出総額のわずか七・七%(二〇〇六年度予算)にすぎず、その中で直接議員に関する報酬等の費用は、五・六%です。この金額が高いのか安いのかは、様々な意見や見方がありますが、民主主義を保障する経費として重要なものではないでしょうか。

また、行政改革との関係で、定数「削減」を主張する意見がありますが、行政改革とは、そもそも執行機関の「改革」を意味するもので、行政が肥大化し能率が悪くなり、官僚化しているものを住民の立場から民主的、合理的に変えていくものです。そのために議会は、



丹波市会ニュース  
2006年8月27日 第15号 日本共産党丹波市会議員団  
連絡先 丹波市柏原町柏原 電話 0795 (72) 1241

住民の利益を守り、行政の無駄を省き、効率的な行政運営を進めていくためにその批判、監視機能を発揮することではないでしょうか。

さらに、議員の「質」が悪いから定数「削減」という意見も一部にありますが、別の性格の問題だと思えます。議員が有権者の選挙で選ばれている以上、その役割を果たすべく努力することはいうまでもないことですが、議員の「質」の良し悪しは、むしろ有権者が選挙によって審判を下すべき問題です。

どうしても経費削減が必要であるという状況になるのなら議員報酬の「一律カット」について、日本共産党市会議員団は積極的に提案し、すべての会派や議員が共同で提案することを呼びかけるものです。

### 「地方分権」の時代に議会の役割は、ますます重要だ。

政府は、「地方分権」を推進すると言いつつながら「三位一体」の改革をすすめる、十分な税源移譲をせず、逆に地方交付税の大幅削減や国庫負担金の廃止、縮減など強引に進めつつ、教育や福祉を切り捨て、市民の生活や経営をますます困難にしています。

その一方で、自治体の仕事のほとんどが、一部法定受託事務とするものを除き、自治事務（自治体の権限で行う仕事）とされ、これらに対して地方議会の権限が及ぶこととなり、強化されてきました。

これらのことから市民の暮らしと権利を守るためにも、さらに執行機関へのチェック・監視機能を強化するためにも議会の役割はますます重要だ。



### 全国議長会の「調査研究報告書」や講演でも「相当の議員数は必要」と強調しています。

全国市議会議長会の機関紙「全国市議会旬報」（二〇〇六年二月二十五日付）に掲載された、全国市議会議長会都市問題研究会の「調査研究報告書」（概要）で、「分権時代における市議会の役割について」「議会の執行機関に対する監視の役割がいつそう重く」なり、「議会の構成も都市全体を見渡すことの出来る議員を多く構成されるようになることがもたらされる」また、「執行部に負けないほどの政策論争を重ねることが必要」であり、「監視、政策立案機能の向上を果たす上においても相当の議員数は必要である」と述べています。

また、同研究会総会の講演（二〇〇五年八月二十三日）で地方自治総合研究所主任研究員の辻山氏は、「地域の民主主義を代表する議員の定数が減り、代表率が低下している。これ为本当に多様な意見を調整していくことが可能かという危機感がある。議員定数も多様化を求められるようになってくる。議員定数が削減されていく中で一体、少数者の意見は誰が代表するのだろうか」と述べ、定数「削減」に懸念を表明しています。

このように分権時代において、議会に求められているのは、

議員定数の「削減」ではなく、むしろ逆に多様化した住民ニーズに対応できるだけの議員の数が必要であり、議会や議員の質的向上と住民の代表として市民の幸せのために働くことではないでしょうか。

### 日本共産党議員団は、住民の代表として開かれた議会と議員の質的向上をめざし奮闘します。

市民から寄せられる「議員が多すぎる」という声の背景には、議員への不信感というものがあると思えます。「高い報酬をもらってどんな仕事をしているのかわからない」「税金や使用料金など住民負担を上げるのが議員の仕事か」「議員が説明責任を果たしていない」などの声にこたえ、市議会が真に住民の代表機関として、また行政機関の監視役としてしっかりと責務を果たすために、過去の慣例にとらわれず、市民に開かれた議会にする議会の民主的改革と議員みずからの質的向上を目指す努力は積み上げていかなければなりません。

日本共産党議員団は、常任委員会や特別委員会、議会運営委員会など正規の会議は、すべて「公開を原則」とすることを主張し実施させてきました。また、政務調査費の現行維持と内容の厳格化など主張しています。また、党議員団独自の市議会報告も不十分ではありますが、「市会ニュース」や「民報たんば」などおおむね議会ごとに発行し、機関紙（しんぶん赤旗）や一般紙に折込みしています。また口頭の報告会も不定期で行っています。

### 市民のくらしと地方自治の前進、新生丹波市づくりのためにも、議員定数を「削減」せず、現行定数を維持すべきです。

国の新自由主義による「構造改革」路線のもとで、「格差」社会が広がり、市民の生活や地方財政も大変厳しい状況が続いている中で、多様な市民の意見や要求が高まっています。

こうしたときにこそ、議員や議会は、その主権者である市民の中に入り、市民とのパイプを太くして、市民のくらしと地方自治を前進させ、新生丹波市づくりに貢献することが求められています。そのためにも議員定数は「削減」せず、現行三〇名を維持する必要があると考えています。



以上。

### 九月議会の予定

（審議の都合で変更もあり、確認は事務局）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 9/1 金 本会議 決算提案 | 9/14 木 産建常任委   |
| 9/4 月 本会議 条例等  | 9/15 金 総務常任委   |
| 9/5 火 特別委 倫理   | 9/19 火 一般（代表）  |
| 9/6 水 本会議 決算質疑 | 9/20 水 一般（個人）  |
| 9/7 木 決算特別委    | 9/21 木 一般（個人）  |
| 9/8 金 決算特別委    | 9/25 月 本会議（採決） |
| 9/11 月 決算特別委   | 9/26 火 本会議（予備） |
| 9/12 火 特別委 倫理  | 9/30 土 国体開会式   |
| 9/13 水 民生常任委   |                |